

令和2年度  
農地等利用最適化推進施策の改善に関する  
意見書

伊達市農業委員会

## 令和2年度 農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見

日本の農業・農村は、国民に食料を安定的に供給し、食品等の関連産業とともに地域経済を支える重要な役割を担っております。また、高品質な農産物を生産する技術、持続性に優れた生産農地である水田、世界に評価される伝統的な食文化、美しい農村風景など、すばらしい潜在力も有しております。

生産の現場では、先端技術を活用した施設園芸を行うなど、創意工夫を発揮して6次産業化や海外への輸出に挑戦し、新たな価値の創出と市場の開拓を実現する取り組みも始まっております。このような新たな芽を大きく育て、農業・農村の潜在力を最大限に発揮し、明るい展望を切り拓くことは大変意義のあることであります。

しかしながら、こうした新たな動きは、まだ、農業・農村の発展を力強く牽引しているとは言えません。農業就業者の高齢化や農地の荒廃など、農業・農村をめぐる環境は極めて厳しい状況であり、高齢者のリタイアなど農業就労者の減少によって、次世代への農業経営や技術、農地等の伝承が途絶える恐れがあることは、将来に強い不安を抱くものであります。現在直面している課題としては、長い歴史の中で培われた貴重な資源である農地・農業用水の喪失や農業生産基盤の老朽化、野生鳥獣による被害の拡大、担い手不足による生産基盤の脆弱化等であり、多様化、深刻化が進んでおります。

このため、農業に関わる者が改革の必要性や施策の方向について認識を共有し、創意工夫を発揮して、新たな仕組みの構築や手法の導入等に取り組み、農業・農村という市民の財産を次世代に引き継いでいくことが重要であると考えております。

このような中で我々農業委員会では、地域の代表としての誇りを持ち、法令業務の適正執行は勿論、農地を守り、担い手を育成する等、農業者の代表機関としての役割や責任を認識し、地域農業の発展と農業委員会活動の推進に努力していく次第であります。

つきましては、農業が本市の大事な基幹産業のひとつであることを考慮いただき、農家・農業後継者が夢や希望を持って農業に従事することが出来るよう、令和2年度予算編成並びに各種施策の推進にあたり、具体的な措置を講じられますよう、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき意見を提出いたします。

令和元年10月25日

伊達市長 須田 博行 様

伊達市農業委員会  
会長 清野 直人

# 令和2年度 農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見項目

## 1 耕作放棄地の発生防止・解消対策について

農業委員会では、農地の有効利用に向け、利用状況調査（農地法第30条）及び利用意向調査（農地法第32条）を実施し、指導から勧告まで行っています。

しかし、現在の農業実態は、就業者の高齢化や担い手不足による労働力の減少により、遊休農地が増加している状況にあります。

- (1) 農地利用の最適化を推進するため、「人・農地プラン」をはじめとする地域での話し合いなどに積極的に関与・参画し、目指すべき地域農業の将来像についての合意形成を図り、担い手への農地集積や耕作放棄地の発生防止等に対する方策を講じるべきと考えます。
- (2) 農地集積にかかる貸し手、借り手のメリットを明確にし、双方に対する支援の充実を図り、積極的に調整を行い、耕作放棄地を解消した際の補助金の上乗せ等、解消のための方策を講じるべきと考えます。

## 2 農業後継者、担い手支援について

担い手の経営安定には、農業所得の安定収入が不可欠であることから、収入減少による影響を極力抑える経営所得安定対策等が必要であります。

- (1) 燃油・肥料等の価格が高騰した際には、農家の実質負担が大きく増加することから、資材の効率的な利用・低コスト化への取り組みに対する支援を行うとともに、買取米の概算金の上乗せを行うなど、農業者及び農業後継者等が意欲をもって営農できるよう、農業経営、運転資金に対する支援や相談機能の充実を図るべきと考えます。
- (2) 実践的研修の場を提供する等、認定農業者等の養成や就農者に対する報奨金制度等により、新規就農者の確保に努めるべきと考えます。
- (3) 意欲ある農業経営として、積極的に農産物生産、加工、直売、6次産業化等の取り組みを行う者に対し、育成と支援を行うべきと考えます。
- (4) 魅力ある農業のために、「人・農地プラン」等の国政策関係だけでなく、農業後継者の結婚支援等、市独自の農業後継者対策や新規就農者支援を行うべきと考えます。

## 3 原子力災害対策について

東京電力福島第一原子力発電所の一刻も早い事故処理と、被害に対する損害賠償、生産販売のみならず生活再建、農業経営再開も含め、支払われていない賠償

金の早急な支払いと長期的な視点での十分な賠償は、東京電力と国が責任を持って行うものであります。

- (1) 安心して営農できるよう、放射能に汚染された農地やため池、水路等の除染、その除染作業で排出された汚染廃棄物の処分、及び継続的なモニタリング調査を実施するよう東京電力と国へ強く働きかけを行うべきと考えます。
- (2) 農家・生産団体等が安全な農産物を生産・販売ができるように、市長によるトップセールスはもとより、学校給食に地場食材の利用を拡大するなどの手立てを講じながら風評被害を払拭し、消費者が安心して食することができるための支援を行うべきと考えます。

#### 4 鳥獣被害防止対策について

農作物の鳥獣被害が年々増加している状況で、市においては捕獲隊や捕獲檻の設置等により駆除対策が講じられているところです。

しかし、このような対策だけでは完全に被害を防止することはできず、営農意欲の減退による農業経営の廃止や、耕作放棄地の拡大など、地域営農全体が阻害されるものであります。

- (1) 総合的な駆除対策を図るため、捕獲駆除計画の策定や捕獲隊員の確保と後継者の育成・支援をすべきと考えます。
- (2) 焼却・埋設施設の整備や電気柵・メッシュ柵・捕獲檻・くくりわな等の設置に対する助成や国、県の補助に市が上乗せ助成する等の支援を行うべきと考えます。

#### 5 農業委員会等制度関係について

当農業委員会においては、昨年7月から新体制により、農業委員19名と農地利用最適化推進委員24名が、連携・協力して、業務を執行しております。

- (1) 農地利用の最適化をよりよく推進するため、委員等に対し研修を行うとともに、知識習得・資質向上のための講習や研修会参加を推進すべきと考えます。
- (2) 農地法等制度の励行のため、農地行政の基本となる農地台帳の補正等を確実にできるよう環境の整備や人員の確保をすべきと考えます。
- (3) 地域の農業者を始め住民に対し、農業委員会活動の情報発信に必要な予算を確保すべきと考えます。